

インボイス制度対策講習会

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ登録が必要となります。

消費税の仕入税額控除を受けるには適格請求書が必要となり、登録を行っていない事業者や適格請求書が発行できない免税事業者は、今後の取引に影響がある場合がありますので、お早めにご検討ください。

本講習会では、税務署のご担当者様よりインボイス制度の概要と留意点、適格請求書発行事業者の登録方法など実務対応についてお伝えします。

なお、講習会終了後に個別相談会も開催いたしますので、この機会に是非ご参加ください。

■日時 令和4年10月17日(月) 18:00~19:00

■場所 石狩商工会館(石狩市花川北6条1丁目5)

■講師 札幌北税務署 個人課税第一部門 国税調査官 小島俊明 氏

■内容 ・適格請求書保存方式(インボイス制度)とは 【申込フォーム】
・実務対応のポイント など

■受講料 無料

■定員 20名(定員になり次第、締切といたします。)

■主催 石狩商工会議所 中小企業相談所

■申込 10月12日(水)までに、お電話または下記申込書にご記入のうえ
FAXにてお申込下さい。TEL 0133-72-2111/FAX 0133-72-2577

■問合せ 石狩商工会議所 中小企業相談所経営支援課 山下



※当日は、マスクの着用をお願いいたします。また、感染防止のため検温を実施いたします。37.5℃以上の発熱がある方・体調不良の方は出席をお断りいたします。

石狩商工会議所(FAX0133-72-2577) 行 令和4年 月 日

10月17日(月)開催『インボイス制度対策講習会』参加申込書

事業所名		事業内容	
住所		電話番号	
参加者名		FAX番号	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習会のご案内やお問合せのみに使用いたします。